

令和 8 年度 八峰町奨学生募集要項

八峰町奨学金貸与条例（平成 1 8 年八峰町条例第 7 8 号）に基づく奨学生を次により募集します。

1. 応募の資格

- ①学校教育法による大学（短大を含む）
- ②学校教育法による高等専門学校
- ③学校教育法による修業年数が 2 年以上の専修学校及び各種専門学校（予備校は除く）
- ④学校教育法による高等学校

上記の①～④に在籍し、次の各項に該当する者。

- （1）身体強健、品行方正であって、学業成績が優良である者。
- （2）在学又は最終出身学校長が奨学生として推薦した者。
- （3）学資金の支弁が困難である者。
- （4）八峰町に住所を有する者の子弟であり、八峰町の小・中学校を卒業している者。

2. 奨学生募集人員、奨学貸与額及び償還期間

	学 校 等	募集人員	貸与月額	償還期間
①	大学（短大を含む）	1 5 名 以内	月額 5 万円以内	1 2 年以内
②	高等専門学校		月額 5 万円以内	1 2 年以内
③	2 年以上の専修学校及び各種学校（予備校は除く）		月額 5 万円以内	1 2 年以内
④	高等学校		月額 2 万円以内	1 0 年以内

3. 奨学金の交付及び貸与期間

奨学金は、本人に対し 4 半期（4 月・7 月・1 0 月・1 月）ごとに交付する。奨学金を貸与することができる期間は、それを受けるに至った月から始まり、その者の在学する学校の正規修業年限の終期までとする。

4. 奨学金の償還

奨学金は、卒業その他の事由により、奨学金貸与の事実が止んだ月の翌月から 6 ヶ月を経過した後、上記償還期間により月賦、半年賦又は年賦により償還しなければならない。ただし、奨学金はいつでも繰り上げ償還できる。（奨学金は無利子）

※ 奨学金の貸与終了後、八峰町内に居住し民間企業に就職するなど一定の要件を満たした場合、返還助成制度を受けることができます。

5. 連帯保証人の資格

連帯保証人は 2 人とする。連帯保証人の 1 人は、八峰町に居住する本人の父母又は兄弟とし、他の 1 人は、その他の者で、奨学金償還の責任を負うことのできる者でなければならない。

※ただし、奨学金貸与申請の段階では八峰町に居住する本人の父母又は兄弟のみで結構です。他の 1 人に関しては、奨学生と決定した後の書類で提出していただきます。

6. 応募の手続き

奨学金貸与願いの手続きは、次の書類を揃えて八峰町長（八峰町教育委員会）へ、下記受付期間内に提出してください。

- (1) 住民票（すでに住所を変更してしまった場合は住民票除票）・・・1通
- (2) 奨学金貸与申請書・・・・・・・・・・・・・・様式第1号
- (3) 出身学校長の推薦書・・・・・・・・・・・・・・様式第2号
- (4) 家庭状況書・・・・・・・・・・・・・・様式第3号
- (5) 学業成績証明書・・・・・・・・・・・・・・学校所定のもの
- (6) 合格通知書の写し・・・・・・・・・・・・・・1通
- (7) 専修学校及び各種学校のパンフレット※・・・・・・・・1部

※大学（短大含む）・高等専門学校・高等学校の方は必要ありません。

7. 応募の受付と提出先

(1) 受付期間 令和8年3月2日(月)～令和8年3月31日(火)
(土・日・祝祭日を除く)

(2) 受付時間 午前8時30分～午後5時

(3) 提出先 八峰町教育委員会事務局（ファガス）、八峰町公民館
（峰栄館）、八峰町役場（総務課）のいずれかに提出く
ださい。

8. その他

- ・奨学生の選考結果は、八峰町奨学生選考委員会後の4月下旬頃に応募者に通知いたします。

9. お問い合わせ先

八峰町教育委員会事務局（八峰町文化交流センター ファガス内）奨学金担当

☎0185-77-2816